

議案第 19 号

大野市心身障害児就学支援委員会設置規則の一部を改正する規則案

令和 6 年 3 月 26 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

名称変更に伴い、所要の改正を行うため

大野市教育委員会規則第 号

大野市心身障害児就学支援委員会設置規則の一部を改正する規則

大野市心身障害児就学支援委員会設置規則（昭和49年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="300 801 775 837"><u>大野市教育支援委員会設置規則</u></p> <p data-bbox="264 996 363 1032">（設置）</p> <p data-bbox="220 1064 791 1395">第1条 特別支援学校及び特別支援学級に入校・入級させる児童又は生徒（以下「児童生徒という。」）の適正な<u>判断</u>と就学支援を行うため、<u>大野市教育支援委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p data-bbox="264 1426 427 1462">（所掌事項）</p> <p data-bbox="220 1494 791 1709">第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、また次に掲げる事項について調査・支援し、意見具申を行うことができる。</p> <p data-bbox="252 1740 395 1776">（1）（略）</p> <p data-bbox="252 1807 791 1897">（2）就学猶予児及び免除児の実態の把握並びに就学猶予・免除の<u>判断</u></p> <p data-bbox="252 1928 478 1964">（3）・（4）（略）</p>	<p data-bbox="927 801 1437 898"><u>大野市心身障害児就学支援委員会設置規則</u></p> <p data-bbox="892 996 991 1032">（設置）</p> <p data-bbox="847 1064 1422 1395">第1条 特別支援学校及び特別支援学級に入校・入級させる児童又は生徒（以下「児童生徒という。」）の適正な<u>判定</u>と就学支援を行うため、<u>大野市心身障害児就学支援委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p data-bbox="892 1426 1054 1462">（所掌事項）</p> <p data-bbox="847 1494 1422 1709">第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、また次に掲げる事項について調査・支援し、意見具申を行うことができる。</p> <p data-bbox="879 1740 1023 1776">（1）（略）</p> <p data-bbox="879 1807 1422 1897">（2）就学猶予児及び免除児の実態の把握並びに就学猶予・免除の<u>判定</u></p> <p data-bbox="879 1928 1106 1964">（3）・（4）（略）</p>

(会議)

第6条 (略)

2 委員会は、関係学校に該当者の判断に必要な資料の提出を求めることができる。

(会議)

第6条 (略)

2 委員会は、関係学校に該当者の判定に必要な資料の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。